

## 令和6年度 静岡県保育士修学資金修学生募集要項

静岡県内における保育士の養成・確保を図るため、保育士修学資金の貸付を行います。貸付利子は無利子です。また、卒業後一定期間、**保育士として保育所等の業務に従事**した場合、貸付した修学資金の返還が免除となります。

### 【概要】

対象者	養成施設卒業後、静岡県内において5年以上「保育所等」に従事しようとする方で、次のいずれかに該当する人 ① 静岡県内に住民票を有している ② 静岡県内に所在する養成施設に在学している ③ 静岡県外の養成施設に在学しているが、卒業後、県内の指定施設で働く意思がある
申請条件	次の条件を全て満たすことが申請の条件となります。 ① 在学する養成施設長が推薦する人 ② 他県が実施する保育士修学資金を借り受けていない人 ③ 経済的理由により修学が困難であると認められる人 (申請者の同一世帯の家計維持者が給与所得の世帯は、父母の前年の収入の合計が1,200万円以下、家計維持者が給与所得以外(自営業者等)の世帯は、父母の前年の所得金額の合計が900万円以下) ※特別な事情(家計維持者の死亡、病気、失業、倒産、退職、離婚、地震・火災等の罹災等で大幅な収入減が生じ家計が急変している)がある場合はこの限りではない。
貸付額	月額5万円、入学準備金(初回)20万円、就職準備金(最終回)20万円(ただし、2年次以降から貸付を受ける場合は、入学準備金は対象外です。)
利子	無利子(ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)
貸付期間	2年間を限度とする。(貸付の決定は年度毎に行います。)
支払	年2回払い。 初回(9月)に令和6年4月分から令和6年9月分と入学準備金、 2回目(12月)に令和6年10月分から令和7年3月分と就職準備金をまとめて支払います。
返還免除	以下の全ての条件を満たした場合、申請により返還を全額免除します。 ① 養成施設を卒業した日から1年内に保育士登録を行い、 ② 静岡県内の指定施設(別紙)において、 ③ 5年間継続して(過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間) ④ 保育所等に従事した場合 上記の条件を満たさない場合でも、2年間以上引き続いて「保育所等」に従事した場合は、一部免除を受けられる場合があります。

返還	<p>養成施設卒業後、静岡県内で保育所等に従事しなかった場合や従事期間が5年未満の場合などは、修学資金を返還していただきます。</p> <p>① 返還期間は貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（4年以内）。ただし、従事期間があればその期間を加えることができます。</p> <p>② 返還方法は、月賦又は半年賦（一括返還・繰上返還可）です。</p>
提出書類	<p>① 保育士修学資金貸付申請書      ② 養成施設長の推薦状      （その他特記事項を自分で記入する。収入基準を超えるが、申請条件にある特別な事情により修学が困難と認められる人は、その理由について特に詳細に理由を記載する）      ③ 住民票（発行後3ヶ月以内であり、<u>世帯全員の記載があり、本籍及びマイナンバーの記載の無いもの</u>。コピー不可）      ④ 収入を証明する書類（貸付を受けようとする人と<u>同一生計（世帯）に属する父母等収入がある者全員</u>について以下のいずれかを提出してください。）      ・ 源泉徴収票      ・ 確定申告書(控)の写し（税務署の受付印のあるもの）      ・ 「所得証明書」か「申告内容確認票」の写し</p> <p>※「高等教育修学支援新制度」の利用対象者は、減免額、入学金、授業料等の確認資料の提出が必要です。（保育士修学資金は高等教育修学支援新制度の減免額と授業料等の差額を貸付ます。）</p> <p>※その他、養成施設等の入学時に年齢が45歳以上であって離職して2年以内の場合は離職証明書、生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書がそれぞれ必要となります。</p>
提出先	<p>貸付申請する人は、提出書類の①、③、④及びその他必要書類を、在籍する養成施設に提出してください。      書類の提出を受けた養成施設は②及び「推薦順位を付した申請者一覧表」を添えて静岡県社会福祉協議会に提出してください。</p> <p>〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70      社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課      電話：054-254-5244</p>
締切	令和6年5月31日（金）学生サービスセンター必着

## 返還免除の対象となる業務

別紙

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
一	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設、企業主導型保育事業

（注）中高年離職者（入学時に 45 歳以上であって離職後 2 年以内の者）が、3 年間での返還免除を受けるためには、その証明が必要となります。